

公安省
出入国管理局
1892/QLXNC-P4

外国人・在外ベトナム人の入国に関して

【当館作成仮訳】
ベトナム社会主義共和国
独立—自由—平和

ハノイ、2022年1月20日

宛先 —外務省領事局
—国防省国境警備指令部国際ゲート局
—交通運輸省ベトナム航空局
—中央各機関の国際協力局
—中央直轄省市人民委員会事務局

外国人及び海外在住ベトナム人及びその家族の帰国時の入国手続の効率化に関するファム・ビン・ミン筆頭副首相の指示（2022年1月18日付け首相府公文書(450/VPCP-QHQT)に基づくもの）に基づき、公安省指導部からの委任を受けて、出入国管理局は本件について以下のとおり案内する。

1 有効期限内のベトナム入国書類（滞在許可証、一時滞在許可証（Temporary Resident Card）、査証、査証免除証）を所持している者は、「ベトナム在住外国人の出入国・通過・居住に関する法律（以下、「出入国法」という。）」の規定に基づき、入国することができる。

2 市場調査、勤務、投資、労働、会議・セミナーへの出席、学習、親族訪問を目的としてベトナムに入国を希望する者で、上記に挙げる書類を所持していない場合には、出入国法第16条に定める入国査証取得のための招へい・保証手続に際して、各省市の人民委員会又は中央の省庁・機関からの承認取付けが必要である。

3 上記に挙げた措置は、全ての国際ゲートにおいて適用され、そこでは保健省の現行規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策が講じられる。

観光目的での入国希望者については、当面は、文化スポーツ観光省のガイドラインに基づく国際観光客受入れ試行プログラムに従う。

4 統一的に実施するために、出入国管理局は以下を要請する。
—（外務省）領事局は、海外在住ベトナム人及びその家族に対して案内するよう、

各国に所在するベトナムの在外公館に通知すること、

—国境警備指令部国境ゲート局は、国防省の管理する国境ゲートに従事する出入国管理官に対して、外国人に対する入国手続について指導すること。

—ベトナム航空局は、国内外の航空会社に対して、航空機への搭乗手続に関連する事項を通知すること。

—各省庁の国際協力局は、関係する外国の機関及び個人に対して案内すること。

—中央直轄省市の人民委員会事務局は、省市内に所在する外国企業、外国人に対して案内すること。

受領先

—上記のとおり

—ルオン・タム・クアン公安副大臣

—公安省関係部局（※省略）

—中央直轄省市公安局

—出入国管理局関係者等（※省略）

局長
(署名、公印)

クアック・ファイ・ホアン少将